

NPO法人 なよろ地方職親会 主催
令和6年度 ジョブコーチ養成研修 実施要項

1、目的

本研修は、職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助の実施に関し、必要な知識及び技能の習得を目的とし、厚生労働大臣の定める職場適応援助者養成研修として実施します。

2、期間

令和6年5月11日（土）～13日（月）

令和6年5月18日（土）～20日（月） の計6日間

（最終日に行なう「職場実習」は、札幌市内・近郊の事業所で実施します。実習する職場については、後日、別途指定します）

3、場所

1週目：オンライン（ZOOM）

2週目：医療法人 札幌円山整形外科病院 2F会議室

〒060-0007 北海道札幌市中央区北7条西27丁目1-3

4、研修内容

別紙「ジョブコーチ養成研修日程表」をご覧ください。

講義・演習・職場実習を実施します。（受講後に、レポートの提出もしていただきます）

5、受講要件

<訪問型職場適応援助者養成研修>

次のいずれかに該当する方

(1) 次のいずれにも該当する方

- イ 障害者雇用の促進に係る事業等障害者の就労支援を行う法人等（以下「法人」という。）に雇用されている方、同法人の代表者若しくは役員
- ロ 職場適応援助者としての援助を担当することが予定されており、当該援助を行うために養成研修の受講が必要とされる方
- ハ 受講の申請を行う時点で障害者の就労支援に係る業務の経験が1年以上である方

(2) 次のいずれにも該当する方

- イ 法人に雇用されている者、同法人の代表者若しくは役員
- ロ 受講の申請を行う時点では職場適応援助者としての援助の対象者が具体的には決まっていないが、養成研修修了後1年以内に職場適応援助者としての援助を行わせることを法人が予定している方
- ハ 受講の申請を行う時点で障害者の就労支援に係る業務の経験が1年以上である方

(3) 医療機関に所属している者、同機関の代表者若しくは役員であって、精神障害者等の就労支援に係る業務を行っており、より効果的な支援を行うために養成研修の受講が必要とされる方

<企業在籍型職場適応援助者養成研修>

次のいずれかに該当する方

(1) 次のいずれにも該当する方

- イ 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方又は同事業主（法人の場合その代表者若しくは役員）
- ロ 職場適応援助者としての援助を担当することが予定されており、当該援助を行うために養成研修の受講が必要とされる方

(2) 次のいずれにも該当する方

- イ 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方又は同事業主（法人の場合その代表者若しくは役員）
- ロ 障害者の雇用管理等に関する業務を担当する方
- ハ 職場適応援助者としての援助を担当することが予定されていないものの、上記ロの業務をより効果的に行うために養成研修の受講が必要とされる方

6、定員

訪問型職場適応援助者養成研修	15名
企業在籍型職場適応援助者養成研修	15名

7、受講料

50,000円

8、申し込み期間

令和6年3月21日（木）～4月19日（金）

9、申込み手続き

受講希望者は、本会のメールアドレス（nayoro.syokuoya.hokkaido@gmail.com）まで、メールのタイトルに「申込み希望」と書いたメールを送ってください。数日中に、こちらから「申込み用のGoogle・フォーム」を書いた返信メールを送ります。（Google・フォームへの入力をお願いします）

10、受講決定

受講の可否については、令和6年4月22日（月）を目処にメールで通知します。
受講希望者が定員を超えた場合につきましては、選考を行わせていただきます。（受講要件、必要性、地域性、受講理由等をもとに、総合的に判断させていただきます）
受講料については、受講決定通知で指定する期日までに、指定口座に振込をしてください。（なお、一度振込いただきました受講料は、原則として返金できませんので、あらかじめご了承ください）

1 1、研修の修了基準

研修の修了には、全てのカリキュラムの履修を必要とします。原則として、研修への遅刻、早退等は認められません。また、レポート等の未提出及び、理解度、習得度が著しく低いと認めた場合については、修了者とはみなしません。

養成研修修了基準を満たした方については、厚生労働大臣が定める訪問型（企業在籍型）職場適応援助者養成研修を修了した者として、修了認定証書を交付します。

1 2、宿泊

2週目の宿泊のあっせんは行ないませんので、各自でお願いいたします。

1 3、昼食

2週目の昼食については、各自でご用意ください。

1 4、その他

本研修を修了することは、「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」の受給要件の一つです。この「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」を受給して、ジョブコーチとして活動するためには、一定の要件が必要になります。

要件につきましては、下記の厚生労働省のホームページをご確認ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158630.html>

<申し込み・問合せ>

NPO法人 なよろ地方職親会（しょくおやかい）

事務局 担当：柴野

〒096-0010 北海道名寄市大通南2丁目 社会福祉法人なよろ陽だまりの会 内

メール： nayoro.syokuoya.hokkaido@gmail.com